

News Letter

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人

2023
November
Vol.216



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Contents

- ・ [年末年始休業のご案内](#)
- ・ [PDF の基本を再確認](#)
- ・ [シンギュラリティ到来!?](#)
- ・ [インドが進めるデジタル公共インフラ動向](#)
- ・ [IT エンジニア 35 歳定年説](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [遺言書はより身近なものとなるか
～遺言書方式の変遷とデジタル遺言の将来について～](#)
- ・ [インボイス制度開始後の消費税申告計算に関する留意点](#)

II 年末年始休業のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に勝手ながら下記の通り、年末年始休業日をご案内させていただきます。

■ビジネス・アソシエツ

年内営業 2023 年 12 月 29 日(金曜日) 17:00 まで

年始営業 2024 年 1 月 5 日(金曜日) 9:00 から

■あいわ税理士法人

年内営業 2023 年 12 月 28 日(木曜日) 17:30 まで

年始営業 2024 年 1 月 5 日(金曜日) 9:00 から

お客様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解いただきます様お願い申し上げます。

本年中のご愛顧に心より御礼申し上げますと共に、2024 年も変わらぬお引き立てのほど宜しくお願い申し上げます。

II PDF の基本を再確認

はじめに

現在では定番のファイル形式となった PDF ですが、皆様は普段の業務でどの程度利用されていますか？社外などに提出する文書を PDF 化して渡したり、また企業や自治体が配布する資料が PDF 形式となっていたりすることも最近ではよくあるため、全く利用しないという方は少ないと思いますが、それ故に普段あまり意識して利用していないという方も多いのではないのでしょうか？筆者の所属する開発部

では普段は Excel や Word を利用することが多く、承認や契約で文書のやり取りをする場合や、WEB でドキュメントの共有を行うなど必要がある場合になってはじめて PDF に変換した文書を利用するというパターンが主流です。そのため「そもそも PDF って?」「その機能は早く教えてほしかった!」とならないように PDF の基本とよく質問される機能についてまとめています。普段から積極的に活用されている方には今更の内容で恐縮ですが、今回はそれをご紹介します。

PDF とは

PDF (Portable Document Format) は Adobe が開発したデジタル文書のフォーマットです。パソコンはもちろんスマホやタブレットなど、OS やアプリが異なっても同じ見た目を再現できるように設計されています。そのため閲覧する環境が異なっても原本のデザインを損なわず一貫性を維持したまま文書を共有することができます。また、再現性を担保すると同時に簡単には編集や改ざんができないようになっているため完成版の文書としてやり取りする用途に適しています。ビジネスで利用する際に重要な、セキュリティ機能が充実している、国際標準規格に準拠しているなどの特徴もあります。

対応するアプリが多いため、利用するアプリやライセンスによって利用できる機能が異なります。Web ブラウザで利用できるため Web サイト上の PDF は Web ブラウザでそのまま閲覧することが可能で内容を見るだけなら特に問題ありませんが、Web ブラウザは専門ソフトではないので利用できる機能は限られています。PDF ファイルを利用するソフトとして Windows でよく利用されているのは PDF の開発元である Adobe が提供している無料版の「Acrobat

Reader」で、PDF の表示、コメントの追加、印刷はこのソフトで利用できます。それ以上の機能を利用したい場合(例えば内容の編集、Office 形式への変換、ファイルの圧縮、複数ファイルの比較レポートの保存など)、有料の「Acrobat Pro」のライセンスを購入する必要があります。

「Acrobat Reader」で探してしまう機能

- ・ 拡大縮小をもっと細かく指定したい：ツールバーの「拡大率」「ズームイン」「ズームアウト」ボタンで全体の拡大・縮小ができるが、選択範囲だけ拡大したり、マウスホイールで拡大縮小したりしたいなどの場合、「選択とズームツールバー」を表示して目的に合った動作のズーム機能を選択する。
- ・ PDF を開いた時の表示方法を毎回固定にしたい：「環境設定」で「ページ表示」の「デフォルトレイアウトとズーム」で既定値を設定する。
- ・ コメント（注釈）の作成者名：「環境設定」で「注釈」の「作成者名として常にログイン名を使用」にチェックが入っていると Windows のログインで使用している名前になる。この名前を利用しない場合はオフにする。PDF に追加したコメントの作成者名を変えたい場合、最初に追加したコメントの「プロパティ」を開いて作成者名を変更する。
- ・ 複数の PDF をまとめて検索したい：「編集」の「高度な検索 (Shift + Ctrl + F)」を利用して「以下の場所にある全ての PDF 文書」を指定するとフォルダ検索ができる。
- ・ PDF のコメントだけを受け渡したい：PDF のファイル本体はそれぞれが持っている場合に、コメントだけをやり取りしたいという場合、コメントペインのメニューボタンから「全てをデータファイルに書き出し」すればコメント情報だけを保存して受け渡すことができる。コメント情報を受け取った方は「データファイルの取り込み」で PDF にコメント情報を反映させることができる。

おわりに

必要な機能が簡単に利用できてしまうツールの場合や利用者自身がサービスを使うことに慣れているような場合など、多少の不便さがあっても無意識にスルーしてしまうことがあります。様々なコストを鑑みて回避策を取るしかないという場合もありますが、改めて既存機能を見直したり不便さの情報共有をしたりすると改善箇所を見つけられることがあります。そういった改善箇所は実際の利用者でなければ気付くのが難しく、Plaza-i のご利用におきましても、何かお困りのことがあればご意見をお寄せいただけると幸いです。

II シングュラリティ到来！？

2045 年問題

シングュラリティとは、簡単に言えば AI (人工知能) が人間の知能を超える転換点のことを指し、人工知能研究の世界的権威レイ・カーツワイル氏が 2045 年にその時が訪れると予測していたことから 2045 年問題とも言われていました。それよりも 20 年も早いこの時期に、もはや聞いたことが無い人の方が少ないであろう「ChatGPT」という対話型 AI サービスが OpenAI 社から登場しました。GPT と呼ばれる言語モデルは何度も改良を重ね、GPT-4 として現在に至りますが、その能力は驚くべきもので、米司法試験の模試で上位 10%に入るハイスコアを記録したそうです。今年の春の琉球大学の卒業式では、卒業生代表の一人が ChatGPT を使って答辞をたった数分で作成してしまい、かつ、その内容が素晴らしい出来だったということなのです。数日間

だけですが筆者も実際に使ってみました。ChatGPT の面白いところは「倫理観」も備えている点です。筆者が妻の悪口を書けば諫めてきますし、自分が任されている仕事を「やりたくない」と愚痴れば、その意義を説き、やる気を出すためのアイデアまで教えてくれます。ChatGPT 以外にも、Google 社が「Google Bard」という対話型 AI を開発していますし、OpenAI 社の元エンジニアが設立した Anthropic 社からも「Claude」という対話型 AI がリリースされています。IT インフラに携わる者として、また、その恩恵を受けて生活する者として、もはや AI を無視して生きていくのは不可能だろうと感じています。

カスタマーサポートが対話型 AI になる？

可能性として申し上げますが、結論から先に言えば YES でしょう。人間ひとりひとりに個性があるように、対話型 AI も個性を獲得することが出来るのです。最新の ChatGPT では個別学習が可能になりました。それぞれのユーザがそのアカウント毎に ChatGPT にデータを記憶させられるのです。ただし、日本語の場合、記憶力 (容量) はまだ 25000 字にとどまるのでカバーできる範囲はまだ限定的ですが、その記憶力は近いうちに飛躍的に増強されるでしょう。Plaza-i のユーザーズガイドを完璧に理解した対話型 AI が登場し、カスタマーサポートを担う日もそう遠くないかもしれません。さらに対話型 AI に音声技術を加えれば実際の声との対話も可能になるはずですが、2019 年大晦日の NHK 紅白歌合戦で、故美空ひばりさんの歌声が復活しました。美空ひばりさんの生前の歌声や話し声を AI にディープラーニングさせたのです。最近では NHK でも AI 自動音声によるニュース原稿の読み上げがよく行われています。ということは、近い将来、筆者が Plaza-i ユーザ様向けに電話サポートをさせていただいている内容をディープラーニングさせたら、筆者の分身を作り出すことができ、仕事は彼にでもらって筆者はバカンスを、、、もとい、生産性を倍にできて Plaza-i の品質をよりアップさせることができる、なんていう未来がやってくるかもしれません。

Microsoft 365 Copilot

本稿を執筆しているのは 2023 年 10 月中旬なのですが、Microsoft 365 Copilot が 2023/11/1 に企業向けに一般公開されることが発表されています。Microsoft 365 アプリに組み込まれる生成 AI の総称を Microsoft 365 Copilot と呼び、Word や Excel、PowerPoint などの Office 製品で AI が使えるようになります。言語モデルは GPT-4 が適用されており、今後も開発元の OpenAI 社がリリースする最新 AI が適用されるそうです。また、よく懸念されるセキュリティについても、Microsoft 社は利用者のデータは閲覧できないようになっていくということなので、企業としても安心して使えると言われております。残念ながら無料ではなく、Microsoft 365 のサブスクとは別にユーザー一人当たり月額 30 ドルのサブスクが新たに必要になります。実際に使ったわけではないので推測しかできませんが、もはや Excel 関数を全く知らなくても綺麗なグラフを作成出来たり、それを Word に載せたり、Outlook メールに添付し、かつ、文面の下書きをさせるなんて横断的に使うことも可能となるでしょう。技術を持っていることが重要ではなく、適切な指示を AI に出せる人が価値を発揮する時代が来たのかもしれない。

AI と人間の協業

昨今、AI がフィーチャーされると同時に「AI の普及で無くなる仕事 10 選」などといった少し煽るような記事を目にす

ることも増えました。中には「ホワイトカラーの仕事の9割がAIに取って代わられる」などという衝撃的な記事もありました。もちろんそれらの全てが誤った情報であるとは思いませんし、効率化、生産性の向上にとって避けて通れないことも中にはあるでしょう。もし、AIに仕事を奪われないようにするならば、積極的にAIを活用しようと能動的に取り組み、いち早く自分たちの業種業態にとってAIの得意分野・苦手分野を把握し、AIと人間の協業体制を構築することが大切なのだらうと思います。

II インドが進めるデジタル公共インフラ動向

G20を利用したインド

本稿では、2023年9月にインドで開催されたG20サミットの中で、議長国の同国が注力してきたデジタル公共インフラ分野について、その概要をまとめるとともに、インドの狙いと今後の展開を簡単に考えてみたい。同サミットの首脳宣言には「包括的な成長及び持続可能な開発を支える金融包摂の推進を助けるためのデジタル公共インフラの重要な役割に留意する」と盛り込まれた。

数年前からインドは「デジタルインド」というイニシアティブの下で、「インド・スタック(India Stack)」と呼ばれるデジタル公共インフラの構築に成功している。基本となるインド版マイナンバー「アダードル(Aadhaar:国民一人一人に割り振った個人識別番号に、生年月日や住所などの基本情報と指紋・虹彩・顔を登録し、生体認証の利用によりオンラインで個人を認証するシステム)」を銀行口座に紐づけることを義務化したことで金融包摂を推進してきた。社会保障給付金を国民の銀行口座に送金する仕組みを整えることに成功。例えば、同システムは、新型コロナ流行時に政府の給付金を迅速に国民一人一人に支給することに貢献した*。

G20にて、議長国インドはその立場を利用して、インドの強みであるITの利活用を喧伝したとも言えよう。

インド官民一体の取り組み

また、インドでは民間企業がこの「アダードル」と携帯電話のSMSを組み合わせて「統合決済インターフェース(UPI)」と呼ぶモバイル電子決済サービスを提供している。インドは、この「インド・スタック」は他国(特に途上国)でも応用可能として、途上国での利用拡大を働きかけている。上記G20首脳宣言には、低所得国でのデジタル公共インフラの構築に向け技術支援と資金援助を提供するイニシアティブに留意することも盛り込まれた。これは、アダードルを基盤にした「インド・スタック」を海外展開するため、コア技術をオープンソース化していることを利活用したいインドの狙いがある。インドのIT企業が「インド・スタック」の構築に貢献したことは言うまでもない。

例えば、2016年に高額紙幣の取り扱いが中止されたため、現金が手に入れづらくなった。この際、「Paytm」**に代表される携帯電話を利用するキャッシュレス決済サービスを手掛ける企業が相次ぎ参入し、同サービスが同国内で一気に普及した。また、インドの個別識別番号庁の初代トップはIT企業のインフォシスの共同創業者であった。

インドは、途上国向けに、それぞれの国にカスタマイズするのみで各国の事情に沿ったシステムを構築できる。2023年8月の国連開発計画(UNDP)の報告書“Accelerating the

SDGs through digital public infrastructure”によれば、既にフィリピン、モロッコ、エチオピア、ケニア、ギニアなどが、インド政府と同国大手IT企業と共同という官民による幅広い支援を受けて、自国版アダードルの発行とそれをベースにしたデジタル公共インフラの構築を進めているとされる。

今後の展開

インド発の比較的低コストと目されるデジタル公共インフラの整備が、グローバルサウスと呼ばれる途上国に広く浸透していく場合、世界のDX(デジタルトランスフォーメーション)の波及は、予想以上に速いスピードでしかも広範なものになる。そして途上国サイドから新たなDX活用の動きが、とりわけ先進国で法制度・規制により実現が遅延している分野でスタートしていく場合、途上国でこそ急速な技術革新が発生し、それから先進国に広まることも想定できよう。いわゆる「リープフロッグ」と称される、DX自体の流れの方向さえも変化していく可能性も秘めている。こうした現象が生じるならば、DX分野におけるインドの存在感は格段に高まると予想する。

*:2014年、インドは貧困層や農村部への基本的な金融サービス(預金、送金、借入)の普及を図るためPMJDY(Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana、日本語で「首相による人々のお金計画」の意味)と呼ぶプログラムを開始した。「アダードル」を利用することで、公的な身分証明書を保有していない国民や識字能力を欠く国民も生体認証により本人確認が可能となり、貧困世帯や農村世帯でも口座を開設することが可能となった。同国政府によると、2023年8月までに5億口座が開設された。銀行口座を保有している15歳以上人口の比率も、2014年の53%から2021年に78%へ上昇した。国連開発計画(UNDP)は、同国のデジタル公共インフラは、金融以外にも教育、保健、医療など多様な分野で国民の生活水準の向上に役立っていると指摘している。

**:[Paytm](ペイティーエム)は、2010年に設立され、インド国内でキャッシュレス決済サービス、電子チケット販売、Eコマース、ネット銀行、オンラインゲームなどの事業を展開している。日本のソフトバンクグループが大株主として12.9%の株式を所有しているほか、ソフトバンクの子会社PAYPAY(ペイペイ;5千万人超(2022年8月時点)の登録者を有する日本国内最大級のキャッシュレス決済サービス企業)へ技術提供している。

II ITエンジニア35歳定年説

はじめに

平素はPlaza-iをご利用頂き誠にありがとうございます。突然ですが皆様は「ITエンジニア35歳定年説」をご存知でしょうか。30歳を過ぎると記憶力が落ちて新しい技術を取得できない、また体力も落ちてハードな作業を行えなくなるので35歳にはITエンジニアとして働くことができなくなるという説です。今回はこちらについて解説を行いたいと思います。

IT革命と過酷な労働環境

この説が日本で広まったのは2000年代と言われています。当時のIT業界を表すのに欠かせないワードが「IT革命」です。流行語にもなったワードですが、情報通信技術がもたらす経済社会面での様々な変革を意味する言葉です。

IT革命で一番大きな影響は定額制のブロードバンド回線などが普及したことにより、個人がインターネットに気軽に接続できる環境が整った点です。これによりインターネッ

ト利用者が爆発的に増加しました。その結果、個人をターゲットとした SNS や EC といったサービスを提供する企業も増えました。

今からしてみれば IT 市場が拡大したことは喜ばしいことですが、当時の IT 業界の労働環境は過酷だったようです。IT 革命が始まったとはいえ 2000 年代初頭の日本は不況でした。いわゆる就職氷河期でしたが、比較的求人が多い IT 業界に就職した方は多かったようです。

当時はシステムを受託開発するのが主流でした。これは顧客に合わせてオーダーメイドするということであり、とても多くの人手が必要です。そこに大手企業を頂点として多重下請けがその下にあるというピラミッド構造が加わると低賃金+長時間労働という労働環境が生まれます。

今であれば低賃金+長時間労働を強いられる会社は避けられがちですが、当時にやっとの思いで就職できた会社に対してそれを選択できる余裕がある方はあまりいなかったと思います。

「代わりはいくらでもいる」状況になってしまった結果、IT 業界には低賃金+長時間労働+人海戦術というとても残念なスキームが横行することになりました。そのような使い捨ての状況を指し示す言葉として「IT エンジニア 35 歳定年説」は広がっていったようです。

説 1：体力の限界説

長時間労働が前提の当時の労働環境は過酷でした。IT エンジニアとしての能力以前に体力的に限界が来るという説です。

説 2：高賃金回避説

一般的に年齢が高いほど経験を積んでいるので、IT エンジニアとしての能力は高いと考えられます。能力が高い人には相当の賃金が支払われるべきですが、市場がそれを望むとは限りません。若くて安い IT エンジニアで代替したいので、一定の年齢を過ぎた IT エンジニアはお役目御免になるという説です。

説 3：指揮系統の問題説

前述の大手企業を頂点としたピラミッド構造というプロジェクトの場合、大手企業の方がプロジェクトマネージャーになります。若いプロジェクトマネージャーと、下請けのベテランの IT エンジニアでは軋轢が生じやすいので、下請けにはあらかじめ若い方だけを残しておいて欲しいという説です。日本企業らしさを感じます。

説 4：キャリアの限界説

IT 業界に限った話ではないかもしれませんが、IT エンジニアとして専念する人（スペシャリスト）よりも、彼らを束ねる管理職の方が高く評価されるという風潮があります。35 歳ともなればライフステージと金銭的な事情で現場から離れる方も多いという説です。単純なコーディングしかできない人はキャリアが頭打ちになるので、方向性を変えた方が良いという意味合いもあるようです。

現在では否定的

2000 年代初頭と比べると労働環境は改善されていますので説 1 は一般論ではなくなったと言えます。

説 2、説 3 に関してはケースバイケースとしか言えませんが、その企業の文化の問題であって個人の問題ではありません。本人の意思と行動によって改善できるものでしょう。その点で言えば説 4 も同様です。

IT 業界も少子高齢化による労働人口減少の問題に立ち向かわなければなりません。それを 35 歳という年齢を理由に切り捨ててしまうのは何ともナンセンスな話です。

81 歳からプログラミングを学び、82 歳で iOS アプリを開発したというような方もいます。好奇心と挑戦する意思を失わない限り、年齢は関係ないのでしょうか。

II Plaza-i 最新バージョン情報

2023 年 11 月 15 日現在までリリースしております、最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせ致します。

- ・ Plaza-i.NET V2.03.22.03

II 遺言書はより身近なものとなるか ～遺言書方式の変遷とデジタル遺言の将来について～

1. はじめに

遺言書を作ろうと考えたことはありますか？

- ・ まだまだ先の話なので・・・、
- ・ そろそろ考え始めないといけないけどどうしたらいいのかわからなくて・・・、
- ・ いよいよ本格的に考えていますが実際作るとなると色々ハードルが高くて・・・、

このようなお話をよく耳にします。

私自身も遺言書を作成しようとなった場合には、やはり煩わしさを感じると思います。

なぜでしょうか？

2. 遺言書の種類について

自筆証書遺言

遺言を作成する人が、原則、全文を自筆で書く遺言書です。

財産目録については、パソコンで作成しても問題ありません。

自筆証書遺言の場合、いつでもどこでも自分1人で気軽に書くことができるという手軽さにはありますが、

- ・ 誰にどの財産を渡したいのかを書けばいいのだろうかけど、具体的にはどのような内容を書けばいいのかわからない。
- ・ 決まった形式で書かないと無効になってしまうと聞いたことはあるけれど、実際どのように書いたらいいのかわからない。
- ・ 作って書いたはいいけれど、自分がいなくなった後で見つけてもらえるのだろうか。

このような、疑問と不安のオンパレードです。

この問題のある程度解決することができるのが、2020年7月から始まった「自筆証書遺言保管制度」です。

自筆証書遺言保管制度

自筆証書遺言の一步進んだ方法として、近年登場したのが「自筆証書遺言保管制度」です。

書式は通常の自筆証書遺言と同じですが、法務局が遺言書の書式を満たすかどうかの外形的なチェックを行い、適合したものについて法務局が保管を行うという制度です。

遺言書の形式の確認をしてもらえるので、せっかく作ったものの無効になってしまうといった事態は防げること、作成した遺言書は本人の閲覧が可能で、内容に関し不備が生じた場合は一旦撤回し、再度作成することが可能なこと等の便利さがあり、相続が発生した際には、遺言者が希望した方（最大3人まで）に対して法務局から通知が行われ、家庭裁判所の検認の必要なく、遺言書情報証明書の取得が可能になります。

この制度は自分自身が書くことができる、動くことができるということが大前提です。体力が弱り、あるいは病気等のために、手書きが困難となった場合には、自筆証書遺言をすることはできません。また、寝たきりになって動けなくなってしまうと、法務局に出向くこともできないので、一度作った遺言書の内容を変えたいと思っても、対応することができなくなってしまう。

このような状況を回避することができるのが公正証書遺言です。

公正証書遺言

公正証書遺言とは、遺言者が公証役場の公証人に口頭で遺言の内容を伝え、公証人が作成する遺言書のことで、

「公正証書」とは、第三者である公証人が頼まれて作成する公文書のことで、公文書なので証明力と執行力があり、法的紛争が起こった際にも信頼性に優れています。

公正証書を作成する公証人とは、公証事務を行う公務員で、原則として裁判官や検察官、法務局長などを長く務めた法律の専門家で、公募に応じた者が公証人法に基づいて法務大臣に任命されます。

他の方法よりも費用はかかりますが、遺言者の自書が不要であったり、寝たきりの場合でも認知能力さえしっかりしていれば、公証人が自宅や介護施設まで出向いて作成してもらうことが可能であったり、裁判所の検認が不要であったり、原本を公証人役場で保管してもらえるので紛失や勝手な書き換えを防ぐことができるというメリットがあります。

このように遺言書にはすでにくつもの種類が用意されていますが、今の時代を反映した新たな遺言の方法の創設が検討されています。

それが、「デジタル遺言」です。

3. デジタル遺言とは

デジタル遺言とは、自筆証書遺言のデジタル化に向けて検討されている制度です。

すでにデジタル遺言を作成する民間サービスはありますが、法的な効力はありません。この制度が創設されれば、今までは手書きしか認められていなかった自筆証書遺言が、これからは法的効力を持ってインターネット上で作成・保管できるようになるといったことが予定されています。

スマートフォンやパソコンでの作成が可能になり、フォーマットなどを利用できるため、手書きよりも作成の負担が軽く、書き漏らしを防ぐことが期待できます。

また、紙で保存する自筆証書遺言と比べ、紛失のリスクを抑えることが可能です。さらに、デジタル技術によって、遺言書の改ざんを防止する効果も期待できます。

デジタル遺言が浸透することで、終活がデジタルで完結できれば、都心や地方など場所による格差を解消する効果も期待できます。

政府は、2024年3月に新制度の方向性を提言する予定ですが、デジタル遺言制度の創設に関する主な問題点として取り上げているのは下記のとおりです。

○自身が認識し理解しながら作成する自筆証書遺言と同程度の本人の意思と真意を担保することができるかどうか

○電子文書、映像や音声等、どのような手段を遺言として認めるか

○今後相続にまつわる書類について、デジタル申請、データ交付を行っていくかどうか

一番のネックとなるのは「遺言者本人の意思と真意の担保」になるかと思いますが、今後は、文書だけでなく映像や音声を駆使した遺言を法的に認めることも検討事項に加えられています。これらが実現できれば、文字が書けなくても、書式を気にしなくても、意思能力が明確で、話すことさえできれば遺言を残すことができます。

併せて、デジタル技術によって保存された遺言を相続開始の際に、相続人がインターネット上で請求し、データでの交付を行うことも検討されています。

前述しましたとおり、どこに住んでいても分け隔てなく手続きが行えるということは、都会と地方の手続き上の格差をなくすという大きな役割を果たす第一歩となり、今後また起こるかもしれない新型コロナウイルス感染症の時のようなパンデミックが起った際にも、大変便利な制度となり得ることが想定されます。

デジタル技術の駆使や、民法の改正によって政府はどこまで、「デジタル遺言」を実現させることができるのか、今後注視しつつ、また進展があり次第ご報告したいと思います。

II インボイス制度開始後の消費税申告計算に関する留意点

1. はじめに

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されました。インボイス制度開始後は、消費税の申告計算について従来から存在する割戻し計算方式による計算のほか、積上げ計算方式が新たに選択可能とされ、また、仕入税額の積上げ計算においても、「請求書等積上げ計算方式」と「帳簿積上げ計算方式」のいずれかを選択する必要があるなど、実務上、様々な留意すべき点が存在します。

2. 割戻し計算方式による消費税申告計算

納付すべき消費税額は、課税期間中の売上税額から仕入税額を控除することにより算出されます。

従来の割戻し計算方式では、税率ごとに区分した課税期間中における課税売上及び課税仕入の税込合計額に110分の10又は108分の8を乗じて算出します。

割戻し計算方式による売上税額、仕入税額の算出方法

$$\begin{aligned} \text{売上税額} &= \left[\text{標準税率の対象となる課税売上合計額(税込)} \times \frac{10}{110} + \text{軽減税率の対象となる課税売上合計額(税込)} \times \frac{8}{108} \right] \\ \text{仕入税額} &= \left[\text{標準税率の対象となる課税仕入合計額(税込)} \times \frac{10}{110} + \text{軽減税率の対象となる課税仕入合計額(税込)} \times \frac{8}{108} \right] \end{aligned}$$

3. 積上げ計算方式による消費税申告計算

インボイス制度開始に伴い、従来の割戻し計算方式に加え、新たに積上げ計算方式が導入されました。

課税期間中における売上税額から仕入税額を控除することにより、納付すべき消費税額を算出する点については割戻し計算方式と変わりませんが、積上げ計算方式の場合、売上税額は取引の相手方に交付した適格請求書等に記載した消費税額等の合計額とされ、仕入税額は交付を受けた適格請求書等に記載された消費税額の合計額を基に算出することになります。

積上げ計算方式による売上税額、仕入税額の算出方法

$$\begin{aligned} \text{売上税額} &= \text{適格請求書等に記載した消費税額等の合計額} \\ \text{仕入税額} &= \text{請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入に係る部分の金額の合計額} \end{aligned}$$

4. 割戻し計算方式と積上げ計算方式の有利不利について

売上税額の算出について割戻し計算方式による場合、課税期間中における課税売上の税込合計額に110分の10又は108分の8を乗じて売上税額を算出します。

一方、積上げ計算方式の場合、売上税額はインボイスに記載された消費税額を積上げることにより売上税額を算出することになりますが、そのインボイスに記載された消費税額は、各インボイス上で円未満の端数を四捨五入、あるいは切捨てされた金額になります。

つまり、割戻し計算方式は課税期間中の課税売上の税込合計額を基に消費税額が算出されるのに対し、積上げ計算方式はインボイス発行の都度円未満の消費税が切捨てられるため、積上げ計算方式の方が納付すべき消費税額が少なく（又は還付税額が多く）なります。

特に、小売業など取引件数の多い事業者においては、割戻し計算方式と積上げ計算方式の差は大きくなります。

5. 計算方法の選択に関する留意点

売上税額の算出において積上げ計算方式を選択する場合、仕入税額の算出においても必ず積上げ計算方式を採用しなければならない、仕入税額の算出において割戻し計算方式を選択することはできません。

一方、売上税額の算出において割戻し計算方式を選択する場合は、仕入税額の算出において割戻し計算方式と積上げ計算方式のいずれも選択することができます。また、売上税額の算出については積上げ計算方式と割戻し計算方式の併用も認められます。

6. 仕入税額計算における積上げ計算の方法

仕入税額の計算における積上げ計算方式は「請求書等積上げ計算方式」と「帳簿積上げ計算方式」が存在します。

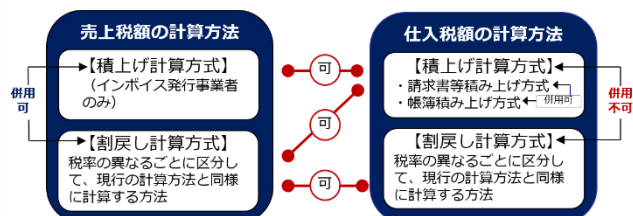
請求書等積上げ計算方式は、交付された適格請求書などの請求書等に記載された消費税額の合計額を仕入税額とする方法です。

一方、帳簿積上げ計算方式は、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10又は108分の8を乗じて算出した金額を仮払消費税額等などとして帳簿に記載している場合は、その金額の合計額を仕入税額とする方法です。帳簿積上げ計算方式により仮払消費税額等を計算した結果、インボイスに記載された消費税額とズレが生じたとしても問題はなく、この方法によれば比較的事務負担も少なく済みます。

なお、仕入税額の算出に当たり、請求書等積上げ計算方式と帳簿積上げ計算方式を併用することは認められますが、これらの方法と割戻し計算方式を併用することは認められません。

また、帳簿積上げ方式は仕入税額の算出のみに認められている方法であり、売上税額の算出について適用することはできませんので、ご注意ください。

選択可能な計算方式の組み合わせ



7. おわりに

今後は消費税の計算方式について検討したうえで会計ソフトに入力していく必要があり、また、それ以外にも、取引先が適格請求書発行事業者として適切に登録された事業者であるかを確認する必要があるなど、インボイス制度開始後は様々な留意点が存在し、事務負担も重くなります。

決算間際になって慌てることの無いよう、事前に検討を済ませ、体制を整えておくことが肝要です。